



《税務署からのお知らせ》 自家製梅酒の注意事項!

ご家庭で梅酒を造る際には、酒税法の規定により使用できる酒類や使用できる物品等に制限がありますので、ご注意ください。

使用できる酒類

アルコール分20度以上の酒類
 ※一般に市販されている清酒やワインは、アルコール分が20度未満のため使用できません。使用前にアルコール度数をご確認ください。

使用できる物品

糖類、梅など

使用できない物品

米、ぶどう(やまぶどうを含む)など
 ※上記以外にも使用できない物品がありますのでご注意ください。

- 注1 自家製梅酒等は、あくまでも自ら飲むことを目的としてのみ認められていますので、他人に提供・販売・譲渡することは禁止されています。
- 注2 料飲店や旅館等で自家製梅酒等をお客様に提供する場合には、事前に書類の提出が必要となりますので、ご注意ください。



お問合せ 和歌山税務署 酒類指導官部門
 ☎073-424-2171

詳しくは、和歌山税務署(酒類指導官部門)にお問合せいただくか、国税庁ホームページ「お酒についてのQ&A」をご覧ください。



小学生～高校生のための 夏休み海外研修交流事業参加者募集



公益財団法人・国際青少年研修協会では、夏休み海外研修交流事業の参加者を募集しています。海外での体験を通じて、お互いの理解や交流を深め、国際性を養うことを目的に実施します。おひとりでご参加になる方が7割以上、はじめて海外へ行かれる方が多く、全国から参加するお友達との出会いも楽しみのひとつです。事前説明会からオリエンテーション、事前研修会まで丁寧にご案内しますので、安心してご参加いただけます。

- 内 容：ホームステイ・学校体験・英語研修・文化交流・地域見学・野外活動など
- 研修先：イギリス・オーストラリア・カナダ・ハワイ・サイパン
- 日 程：令和6年7月27日(土)～令和6年8月14日(水)
7～17日間 ★コースにより異なる
- 対 象：小3～高3の方まで ★コースにより異なる
- 説明会：オンラインにて実施します。★詳しくは、下記お問合せ先まで
- 参加費：30.8～78.9万円
- 締 切：令和6年5月23日(木)



お問合せ・資料請求 公益財団法人 国際青少年研修協会 ☎03-6825-3130 e-mail info@kskk.or.jp



入湯税の課税免除対象者が変更となります。

【入湯税の課税免除対象者】

- 令和6年6月30日まで
- 12歳未満の方
 - 町内に住所を有する70歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

令和6年7月1日から

- 12歳未満の方のみ
- ※町内に住所を有する70歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は入湯税(150円)が必要となりますが、入浴料に関しては引き続き免除となります。

【課税額】

150円/人
 (入湯税は観光振興に係る事業に使用されています。)

	令和6年6月30日まで	令和6年7月1日から
大人(12歳以上)	150円+入浴料	150円+入浴料
町内に住所を有する高齢者(70歳以上)及び身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	0円	150円
小人(12歳未満)	入浴料のみ	入浴料のみ

お問合せ 税務課 ☎22-8841 ※入浴料は各施設によって異なります。



和歌山県からのお知らせ



自動車税の種別割の納期限は令和6年5月31日(金)です。納期内納税をお願いします。

お近くのコンビニ、金融機関などで納期内に納付してください。
 納税通知書に印字されているQRコードを利用して、クレジットカードやスマートフォン決済アプリでも納付することができます。ぜひご利用ください。

お問合せ 紀中県税事務所 課税課 ☎0737-64-1260

自動車税(環境性能割・種別割)の減免

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車は、名義や障害の程度など、一定の要件を満たす場合、申請により、自動車税(環境性能割・種別割)の減免が受けられます。



「人権擁護委員の日」特設相談所開設

- 日時：令和6年5月31日(金) 10:00～15:00
- 場所：[川辺地区] ▶ 社会福祉協議会 1階 相談室
[中津地区] ▶ 中津支所 1階 会議室
[美山地区] ▶ 美山支所 会議室
- 内容：差別、虐待、セクハラ、インターネットによる誹謗中傷など日常生活の中で生じる様々な人権問題に関する相談に人権擁護委員が応じます。相談は無料で秘密は守られます。

お問合せ 住民課 ☎22-1701

人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆様とともに一層の人権尊重思想の啓発に努めています。特設相談所を開設しますのでひとりで悩まず相談してください。

